社会福祉士の専門性を活かした事例

公益社団法人 日本社会福祉士会

本人の意思を尊重した生活の実現にむけたチームづくりの事案(社会福祉士①)

【概要】

Aさん、50歳代前半、男性。

- 障害、財産少額,8050、 親なき後、市長申立
- 中程度の知的障害があり、療育手帳所持。
- ・障害基礎年金6万数千円と工賃収入数千円の月額約 7万円の収入と150万円程の預金あり。
- 80歳代前半の母と同居していたが、母の認知症の進行に伴い同居生活が困難。生活環境を整える必要から、市長申立により1年前から後見開始(後見類型)。
- 就労継続支援B型事業所に通所。グループホーム入居。相談支援事業所による計画相談。

生活歴から後見人等選任までの経緯

- 高齢の母と同居し、就労継続支援B型事業所に通 所していた。休日は一人で電車に乗るのが趣味。
- 母は認知症のため介護保険サービスを利用して在 宅生活をしていたが、高齢者施設へ入所予定。
- 母のケアマネジャーがAさんの生活を心配して地域 包括支援センターに相談、中核機関の調整を経て 市長申立となる。
- Aさんの生活環境を整えるために福祉サービスの利用が想定されるため、社会福祉士会に候補者推薦依頼があり、社会福祉士が後見人に選任された。

生活環境の整備、福祉サービスの利用契約が主たる目的

時期	内容	
XX年1月	審判確定。Aさんと面談。母親が施設に入所したら、自分もどこかの施設に入ると言われたという。	
XX年2月	Aさんとグループホームを見学。Aさんは気に入った様子で、体験入居をすることになる。短期入所の契約。	0
XX年4月	Aさんの希望を確認し、グループホームと正式に入居契約を結ぶ。障害 基礎年金と工賃収入では利用料の支払いが不足するため、当面は預金 から補填し、今後は生活保護の申請も検討する。	0
XX年5月	Aさんの生活状況確認のため居室を訪問したところ、家に帰りたいという。 グループホームはうるさい、休日に出かけられないという訴えがある。 就労継続支援B型事業所から、グループホームと連携ができない、Aさん の体調など重要な情報が伝達されないという苦情がある。	
XX年6月	相談支援専門員に、Aさんとの面談と支援者からの情報収集、Aさん参加の会議の開催を依頼する。 相談支援専門員との連携	
XX年7月	会議に参加。グループホームは職員間の情報共有が不十分で、支援方法に統一性がなく、Aさんが休日に一人で外出することを制限していることがわかった。会議では後見人が仲介役となりAさんの希望を語ってもらい、どうしたらAさんが望む生活ができるかを話し合おうとしたが、支援者との認識の相違が明らかとなった。 意思決定支援の実践	

時期	内容	
XX年8月	休日の外出支援について相談支援専門員と相談、Aさんに移動支援を利用して休日に外出することを提案。Aさんが希望したため移動支援の利用申請。 相談支援専門員との連携、福祉サービスの活用	0
XX年9月	移動支援事業所と契約。休日に移動支援を利用して外出したが、Aさんが思うような外出にはならず、利用が継続しなかった。	0
XX年10月	ボランティアセンターに相談、電車好きのボランティアの紹介を依頼。経験豊富で実績のあるボランティアが見つかり、休日に一緒に出掛けたところ、趣味の話で盛り上がり気に入った様子。ボランティアとの外出が継続できるよう、相談支援専門員に調整を依頼。 社会資源の情報収集と活用、サービス等利用計画への反映	
XX年12月	この間、グループホームへの定期的な訪問でAさんと面談し、どんな生活をしたいか話を聞いた。加えてグループホームの職員とも情報を共有し対話を重ね、信頼関係の構築に努めた。相談支援専門員と連携しAさん参加の会議を定期的に開催してもらい、会議では支援者がAさんの希望を聞こうとする姿勢が定着、支援者の関りにも変化がみられた。 支援者の変化、チーム形成の萌芽	
XY年1月	家庭裁判所への報告と報酬付与申立の準備。成年後見制度利用支援事業は対象外であることが判明。Aさんの財産から報酬を受け取ることに躊躇がある。 成年後見制度利用支援事業の対象外	O 5

虐待対応で家族との交流の再開を 目指した事案(社会福祉士②)

高次脳機能障害、心理的経済的虐待、 <u>養護者支援、本人の</u>役割の復活

【概要】

- Bさん、60歳代後半、男性。長男との共有名義の自宅に妻(60歳代前半)と長男家族と同居。50代後半の頃に脳出血にて倒れる。身体に麻痺は残らなかったが高次脳機能障害と診断され、生活全般に見守りが必要な状態。発症後、リハビリ病院を経て、退院したが、職場復帰は叶わず、会社を退職した。
- もともと若い頃から妻に対するDVがあった。
- 支援者がBさんに介護サービスを利用するよう勧めるが、Bさんの障害を 理解できない妻がBさんの生活を厳しく指導。Bさんの年金等を妻が管 理し、Bさんには一切現金を渡さず、心理的虐待、経済的虐待と認定された。
- 妻は成年後見制度を利用して自分が後見人になるつもりで申立てを行いたいと支援者に相談、中核機関が支援。家裁と連携をとり、事前に社会福祉士会から推薦を受けていた社会福祉士が後見人として選任された事案。(後見類型)

生活歴から後見人等選任までの経緯

- 高校卒業後、大手自動車販売会社に就職。営業成績もよく、妻によると家庭を顧みず、3人の子育ても妻が一手に担った。
- 50代後半で脳出血で倒れ、退職。それまでBさんからDVを受けていた妻が主導権をとるようになり、Bさんの年金を管理し、日中の過ごし方も細かく指示を出した。
- 支援関係者からみると、Bさんの能力以上のことを要求することでBさんもストレスとなり、夫婦げんかが絶えなくなった。
- 虐待認定をすることで、Bさんと妻を分離し、成年後見制度の利用を目指していたが、制度の説明を受けた妻が、自分が後見人になることを希望し、申し立てを行った。その際に、中核機関は家裁と連携をとり、候補者として推薦されている妻ではなく、第三者の専門職(社会福祉士)を選任することが妥当、との意見を上申し、家裁は社会福祉士を選任した。
- Bさんは財産管理能力や契約行為においてすべてに支援が必要との判断で、後見類型で審判がおりた。

本人の資産を本人の生活のために活用するとともに、 虐待と認定された養護者への支援体制を構築することが目的

時期	内容	
審判前	中核機関から専門職団体に申立人や候補者についての相談あり。 申立時の事情の説明を受け、後見人等候補者については家裁との 連携をとることを助言。審判がおりたあとの、Bさん及び妻との面談に ついて、対応を協議する。 支援関係者との情報共有と対応策の検討	
XX年8月	審判確定~半年 ①行政がBさんを障害者施設に分離していたところから開始となった。Bさんと面談したところ、施設での不適応を起こしており、無断外出や他の利用者とのトラブルなど、施設側からは向精神薬の服用を求められた。安易な服薬調整はBさんにとって不利益であるばかりか権利侵害であり、Bさんの状態にあった居所で本人が安心して安定した生活を送ることができるよう行政、支援関係者に働きかけ、協議を繰り返す。	10
	虚り。 虐待対応部署との連携、福祉サービスの活用 ②Bさんとの面談も定期的に行い、Bさんの意向を確認するとともに関係構築に努めた。 ③同時に、妻とも毎月面談し、財産状況の動きを報告。妻との面談の目的は、Bさんの妻に対する役割遂行に向けての支援と、妻(養護者)支援の必要性を関係者に伝え、適切な養護者支援へつなげるため。 後見人が抱え込まず、養護者支援チーム形成への働きかけ	20

時期	内容	
XX年9月~ XY年1月	Bさんの居所をめぐって、妻は費用負担が低額のため、現在の施設入所継続を希望。施設側の要求(服薬による行動抑制)をしてほしいと後見人に訴える。後見人はBさんの権利擁護のためにも施設嘱託医である精神科医師を含めた関係者で協議を繰り返し、制限を加える形ではない生活が継続できるよう、専門医療機関への短期入院を経て、特別養護老人ホーム入所の方針をBさんに説明し、Bさんの納得を得る。 本人に対する不適切な対応の是正	0
XY年2月~ XZ年4月	Bさんの状況が安定し、特別養護老人ホームへ入所のため契約。妻や長男は、施設利用料が今より高くなることについて、当初は反対の意向を示したが、妻の生活費を今後も一部負担できるのなら、と最終的には了解した。 施設側が家族からの面談要求について、「虐待案件だから」と消極的になっていたため、養護者支援も形成され、虐待対応は終了している状況を説明し、Bさんの希望があれば通常通り家族との面会を可能としてほしいと伝える。 夏季休暇や年末年始に、家族とともに外泊できるようになる。その際の費用負担を妻から求められたため、中核機関にも立ちあいを求め、Bさんにも説明し、妥当な金額を検討し、家裁に報告。Bさんの資産からの負担が認められる。	
	施設との共有、本人資産を家族のために使用することの根拠	9

時期	内容	
XZ年5月	収入の少ない妻への生活費送金もあり、Bさんの預貯金が目減りしてきたことから、生命保険の契約を見直し、受取人の妻にも説明のうえ、保険料の減額の契約を行った。生命保険会社とのやりとりで、未請求(後見開始前の入院一時金)分の保険があることが判明。300万円ほどの収入増となった。 本人の資産の活用方法を妻と共有	0
XZ年9月	コロナの影響で長男の収入が不安定となる。さらに自宅の修繕が必要となり、Bさん資産からの支出を求められる。まず、Bさんと面談。説明とBさんの意向確認。その後、中核機関に立会いを求め、長男ともども面談。後見人から、現在のBさんの資産状況を説明し、Bさんから「大変だよね、できる範囲で支援したい」と発言あり。そのときのBさんの表情や言動は、父親そのものであり、後見人として、家族の歴史や思いを知ることができた。	

元加害者であり、かつ高齢者虐待の被害者の、 孤立からの回復、家族との交流の再開

社会福祉士の専門性の要素

①の事例は社会福祉士の受任事案の特徴を表現したもの

首長申立38.3%、障害48.3%(2020年1月末概況) 福祉サービス利用が目的、財産が少額で報酬が見込めない。

- ・本人意思を尊重した福祉サービスの提供がなされているかを常に意識。
- ・意思決定支援のチーム形成に関するアセスメントと後見人の役割の遂行。
- ・意思決定支援のプロセスを経なければ適切な身上保護、また、 財産管理は遂行できないと考える。

②の事例は虐待対応において社会福祉士に求められる要素を表現したもの

- ・虐待に至らざるを得なかった養護者も、何らかの支援を必要としており、 本人の後見人等として、養護者支援チーム形成への働きかけを行い、 養護者支援チームとの連携をはかる。
 - (決して後見人が一人で養護者支援を行わない)
- ・エンパワメントアプローチの実践により、夫や父親としての家族内での役割を本人が担い、認められることで、自分の価値を確認するためのサポートを行う。
- ・後見開始前の虐待対応として分離・保護した状況も踏まえ、本人の意思決定支援に丁寧に関わり、家族との交流の再開を目指す。
- ・社会福祉士は、人々やさまざまな構造に働きかけるなどの専門性を発揮し、後見 業務に携わっている。